

## 書評に答えて

——大森弥氏に——

赤木須留喜\*

本誌前号に掲載された大森弥氏の書評、赤木須留喜著『東京都政の研究』に対して、その著者から答えがよせられた。在外研究中に早速配慮された赤木教授に感謝する次第である。なお、編集委員会が最初の書評を依頼したのは、批評よりもむしろ丁寧な紹介を願ってであった。これに期待どりの原稿をよせられ、赤木教授の答えをひきだす機会を作ってくださった大森弥教授にも、あらためて感謝の意を表したい。

編集委員会

『総合都市研究』第六号所載、拙著『東京都政の研究』に対する大森弥氏の書評に答えて、千葉正士編集委員長から著者の側から発言してみるようにという委嘱があった。

大森弥氏の書評は、特集の標題には書評とあるが、本文には紹介書評と銘打っており、それは、1. 方法的視座と関心、2. 内容の要約、3. 若干のコメントの他に付記という配列である。第一の方法的視座と関心の末尾に、「書評というよりも紹介にすぎない」(22ページ)とあるようにこの書評は、拙著の「内容の要約」にあてた第2部に圧倒的なページ数がさかれている。著者である私にこの本を要約して紹介しろといわれても、私自身いさかためらう分量にのぼる大冊でもあり、卒直にいった容易ではない。そのことは、初校から四校にわたる校正にさいして、体験させられたところである。当初、東京市政調査会首都研究所に提出したコンパクトな報告書を手元に置いてあためているうち、あちこちと追記追加し、補充しているうちに膨大な大冊になってしまった。この経緯を集積の効果などといえ、かつこういかもかもしれないが、私の努力にもかかわらず、資料の整理にはいまひとつ心くばりが足らなかったと思う。資料集の形で別冊一冊をまとめればすっきりするとしきりに考えてもみたが、出版事情もあって、それは問題外で、実現しなかった。とまれ、本文を通読されて、私自身が行うであろうよりも要領よく、しかも著者の用語と用法に忠実に「紹介」していただいたわけであって、著者としてはこの第2部にかんしては何もいうことはない。本望である。

そこで、第3の若干のコメントにかんして、著者としての立場から二三点付記することにした。本書評の30ページから31ページにかけて、大森氏は3つの問題点を提起しているように思われる。その第1点は、「行政官僚制は、本書が描出しようとしたように強大な威力を發揮して都市住民を支配しきったのであろうか。」という問である。この点については私自身の戦時体験を回顧するまでもなく、それは厳然たる事実なのであるが、新しい世代にこの種の疑問がでるとすれば、昨今の世相からみて感慨深いものがある。1972年政治学年報『近衛新体制の研究』へ拙稿を提出して以来、昭和前半期の実証研究を進める過程において、私は一切の抵抗はもとよりささやかな市民的批判すらをも許容しなかった天皇制集権支配の効率の「強大な威力」、「支配の貫徹」にただただ驚嘆するばかり。だから、例えば「戦前日本において家族が解体していたが故に云々」といった評者の評価には、体験的にも論理的にもついていけない。官選都長型都制に象徴される全国大の集権支配体制にあっては、まさに、「都市住民は支配の客体」に位置づけられたのであるが、そう読みとれぬ、うけとれぬとあっては、これは著者の非力か、力量不足というほかはない。戦後イメージで戦前を推定することの是非はともかくも、この点にかんしては非力をなげくのみだ。

第2の問題は、「行政官僚制による『集権支配』に對置される『分権自治』のイメージをめぐって提起されている(30—31ページ)。大森氏の指摘するタム、「分権自治」、「集権支配」は「」つきであり、たしか熊山教授が、本書に引用した著書のなかで、あるべき都制を「自治分権」か「官治集権」かという形式に要約されたときの用語だと思ふ。私は、それらをこの著書全体のキーワードにしたつもりはなく、むしろ、これが私のタムではないことをまず指摘しておきたい。が、かりに私がこのキーワードを潜在的な分析枠組としていたとしても、私は、氏のいわれる「イメージ」としてそれを象徴したつもりはなかったのである。大森氏は「このイメージは欧米モデルを想定して結ばれることが多い。」といわれる。そうであろう。だが、「欧米」とは何ぞや。欧米といえば、いわずともそれはヨーロッパとアメリカである。これらからその「欧米モデル」イメージはこれだと一本ひきだすことは、並大抵ではない。端的にいった、「欧米モデル」には、アングロサクソン型自治とヨーロッパ大陸型自治の両タイプがあり、それらは、ほぼ決定的に、伝統的には異質ではなからうか。この事実認識は、欧米においてはもとより、戦前からこの戦後33年の現時点にかけて、わが国でも学界の定説ではなからうか。そうだとすれば、かりに、大森氏のいわれる「欧

\* 東京都立大学法学部教授

米並の『分権自治』を確立することが実践課題となる」(30ページ)としても、たとえばその「欧米並の『分権自治』」なるものが一本イメージとして設定しうるのであるか。そして、それへの「実践課題」がなりたちうるのかどうか。私の立場からいえば昨今のいわゆる「地方の時代」とかに「分権」と「自治」を素朴に称えるむきにも伺ってみたいものである。私のこの著書にかんしていえば、「『分権自治』論は現実にはほとんど実効的なインパクトを与えることなく啓蒙論として空転する」(30—31ページ)ことを描き出したつもりではないのであって、第2の大森氏コメントには、回答のしようがない。いったい「欧米モデル」とはなんですか、「欧米モデル」はすなわち「分権自治」なのですかと質問したいところである。

第3点は、「『分権自治』か『集権支配』かというダイコトミーは、大都市社会の政治的統合問題を分析するために、それほど有効な理論的枠組であるのだろうか。」という疑問である。さきの第2設問にも関連するが、私は著者として、この課題設定に対してたじろぐのであるが、しかし、この質問にも答えなければならぬとすれば、拙著『行政責任の研究』(岩波書店)の265ページ、「民主化による官僚支配体制の、地方分権制による中央集権支配の成立という逆説的状况」という私の規定と、それに至る249—256ページあたりの叙述、(詳しくは、第2章 地方制度改正の意義と限界)を参照していただければと考えている。この規定は、じつは、欧米モデルに内在するダイコトミー(2元論)を念頭におきつつ、これらを折衷し妥協させた、戦後日本の地方自治制にかんする私の定義である。未来社から出版した『東京都政の研究』は戦前の天皇制行政官僚制支配の構造と論理を解析しており、大森氏のいわれる欧米モデルなるものはここではおよそポジティブには存在しえないのではないか。かりに、「統東京都政の研究」を私が行うとすれば、そうしたダイコトミーの展開をどう分析するかはありうる課題かもしれないが、この『東京都政の研究』は、そのダイコトミーをテーマとして追ったものではないと考えてもらえないだろうか。けだし、戦後日本ならともかくも、天皇制集権支配構造の展開過程では、およそ、評者のようなダイコトミーはダイコトミーとし

てはなりたないからである。となると、この第3点にかんしては、評者と私との間にはかなりのズレがあるらしい。おそらく相互の「欧米モデル」の設定で、見解がくいちがったのであろう。拙著を「希望の書ではないともいえる」(31ページ)といわれるが、それはまさにそうである。私のこの研究は、現状をかたり、未来論を展開するなどということとは毛頭関係ない。「普選下の東京市政の構造」という副題で歴史研究だということをごったつつもりで、本書はいわゆる都市政策論でもましてや東京都政論でもなく、東京問題の構造を解析したにすぎない。これは、評者がすでに「方法的視座と関心」の部分で触れられているとおりでである。

しかし、評者が慎重に「書評というよりは紹介にすぎない。」とことわっておられるので、紹介者の「若干のコメント」は、丹念にして正確な「紹介」とは無関係なものかもしれない。そう考えてみると、氏の紹介の部分にかんしてはいうことはないと言った数行で私の回答は終えるべきだったかとおもう。それではなんだというむきもあろうかと考え、コメントに対して若干のコメントを付記してあえて蕪辞をつらねて責をまぬがれた次第である。およそ「コメント」には注釈するという意味ともうひとつ論評するという意味があるらしい。論評に対して論評した形で討論はかみあわないが、そういう部分があってもよろしいのではなからうか。

なお、拙著については、書評子の付記されたものの外に、行政学者の高木鉦作教授が「赤木須留喜『東京都政の研究』(国学院法学第16巻第4号)」という歴大精緻な書評をこの書評と前後して発表され、また、社会学者の手になるものとしては、拙著出版直後に出た秋元律郎教授の週刊「読書人」所載の書評がある(1978年11月28日)。日経、毎日その他の書評はともかく、大森氏の「紹介」論文を手がかりに、読者の方々が右の2本をあわせて参照していただけるなら、著者のささやかな「コメント」の当否をもふくめて、別個な評定と価値判断にふれられることであらうか。

未筆乍ら、ここで紹介の労をとられた大森弥教授に対して謝意を呈したいとおもう。(1979年6月7日、University of California, Berkeleyにて)。